

「神奈川県生活環境の保全等に関する条例の施行について」の一部改正について

気水第285号
平成15年3月31日

第1 改正の理由

本県では、神奈川県生活環境の保全等に関する条例(平成9年条例第35号。以下「条例」という。)第59条第3項の調査に係る土壌の試料採取等については、「土壌・地下水汚染対策指導マニュアル」及び「土壌・地下水汚染対策技術マニュアル」(平成10年4月制定。以下併せて「指導・技術マニュアル」という。)に定められた方法により行っている。

また、土壌汚染の判断については、条例施行規則第50条第1項第1号イ(ア)及び(イ)の基準により確認する調査(以下「溶出量試験」という。)により行うこととし、さらに、重金属類については、「神奈川県生活環境の保全等に関する条例の施行について」(平成10年3月31日環総第128号。以下「施行通知」という。)において、国の「重金属等に係る土壌汚染調査・対策指針」(平成6年11月11日環水管第205号・環水土第207号。以下「指針」という。)に基づき、溶出量試験に併せて、必要に応じて含有量試験を行うこととしている。

このたび、土壌汚染対策法(平成14年法律第53号。以下「法」という。)が平成15年2月15日から施行され、これまで指導・技術マニュアルで定められていた土壌の試料採取等の方法、指針で定められていた含有量試験の方法が同法で規定されたが、同法の方法は土壌汚染の状況を的確に把握できることから、条例の運用を同法の方法とするため、施行通知を改正する。

第2 改正の内容

- 1 施行通知別紙「第3 7 第7章「土壌、地下水及び地盤環境の保全」について(3)ア(ウ)b(a)」を次のように改める。

(a) 調査の方法

特定有害物質使用事業所を廃止しようとするとき必要な調査の内容は規則第50条に定めた。調査は(ア)の記録の調査を基本に、土壌の汚染の可能性に応じ表土調査または土壌ガス調査を実施し、さらに、土壌の汚染が確認された場合にはボーリング調査等の実施を求めることとしている。

規則第50条第1項第1号アの資料等の調査は、特定有害物質使用事業所を廃止しようとするすべての事業者の義務であるが、条例第59条第1項の規定による記録で原則足りるものであり、作成等をしていない場合、記録が不十分である場合に改めて調査が必要となる。

資料の紛失等があった場合は、実際に有害物質を取り扱う部門の責任者や、古くからの従業員に対して聞き取りを行い、記録に残っていない事故や不適切な取り扱いがなかったかどうかを確認する。

現場踏査が必要と判断される場合には、現場で特に目に付いた点について記録するとともに、スナップ写真等、現場の概況がわかるような資料を作成することが必要となる。規則第50条第1項第1号アの資料等の調査により土壤汚染の可能性がないと認められない場合に、同号イの表土調査又は同号ウの表層の土壤ガス調査の実施が必要となる。表土調査及び表層の土壤ガス調査を実施する区域は、資料等調査の結果から安全が確認できた区域以外の区域とする。表土調査及び表層の土壤ガス調査は、土壤汚染対策法施行規則(平成14年12月26日環境省令第29号。以下この章において「土壤法施行規則」という。)第4条から第7条までに規定される方法により行うこととする。この場合において、調査項目は、原則として汚染の可能性のある項目とし、過去に盛土等が行われている場合には、盛土の下、つまり過去の地表面を基準にする必要がある。事業者は、資料等調査の「過去の造成に係る記録」の内容を留意し、表土調査等を実施する必要がある。

(以下省略)

2 施行通知別紙「第3 7 第7章「土壤、地下水及び地盤環境の保全について」(3)ア(ウ)b(b)」を次のように改める。

(b) 土壤の汚染の確認について

本条例での土壤汚染の判断については規則第50条第1項第1号イ(ア)及びイの基準による。

「土壤の汚染に係る環境基準等(溶出値)」により行うものであるが、土壤の飛散、流出等による被害防止の観点から、カドミウム及びその化合物、シアン化合物、鉛及びその化合物、六価クロム化合物、砒素及びその化合物、水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物、セレン及びその化合物、ほう素及びその化合物、ふっ素及びその化合物の9物質による汚染のおそれがある場合にあつては、溶出量試験に併せて、必要に応じて含有量試験(土壤法施行規則第5条第1項第2号に規定する土壤含有量調査をいう。)を行うこととする。

また、フェノール類の基準については、規則第50条第1項第1号イ(イ)の基準とした。

なお、この条例でいう「土壤の汚染が確認された場合」には自然由来による汚染は含まないこととする。重金属類による土壤汚染には自然的要因によるものと思われる場合があるが、そのような汚染については、調査結果を「土壤中の特定有害物質が自然的原因によるものかどうかの判定方法」(平成15年2月4日環水土第20号環境省環境管理局水環境部長通知別紙1)に基づき検討した上で、自然的要因による汚染であるかどうかを判断することとする。

3 施行通知別紙「第3 7 第7章「土壤、地下水及び地盤環境の保全について」(3)イ(ウ)」を次のように改める。

(ウ) 特定有害物質使用地公害防止計画

第60条第2項の調査の結果、特定有害物質使用地の土壤が、土壤汚染に係る基準に

適合していないことが確認された場合は、当該土地の区画形質の変更に伴う当該汚染された土壌に起因する公害が発生することを防止するために必要な計画（「特定有害物質使用地公害防止計画」）を作成し、知事に提出しなければならない（第60条第3項）。

「土壌汚染に係る基準に適合していない」とは、規則第50条第1項第1号イ(ア)及びイ(イ)に掲げる基準に該当しない場合である（規則第53条）。

「汚染された土壌に起因する公害」とは、汚染土壌が露出面から飛散、流出し、周囲に拡散すること、汚染土壌中の有害物質が地下水汚染を引き起こすこと等である。

「土地の区画形質の変更に伴う」公害とは、土地の区画形質の変更を実施することによって直ちに発生する公害（例えば、掘削時に生じた切削面から土壌が飛散するなど）だけでなく、将来において発生する公害（例えば、雨水の浸透経路が変わることにより帯水層に汚染が拡大するなど）をも含んでいる。従って、「特定有害物質使用地公害防止計画」には、工事施工中に生じる公害を防止するための計画のみではなく、将来にわたって汚染が拡大することを防止するための計画を含んでいなければならない。

事業者が特定有害物質使用地公害防止計画を作成するに当たって、当該事業者に対して指導を行う場合には、法施行規則第22条から第28条及び第36条に規定される汚染の除去等の措置を参考に行うこととする。

なお、特に将来にわたる公害の発生を防止する方法について事業者に対して指導を行う場合には、将来にわたる汚染リスクが少ない方法を計画的に選択するよう指導することが望ましい。ただし、本規定の意図するところが「土地の区画形質の変更に伴う公害」を防止することであり「土壌汚染の解消」ではないことを踏まえ、周辺環境への影響を防止する内容の指導で足りるものである。

4 施行通知別紙「第3 7 第7章「土壌、地下水及び地盤環境の保全について」(3)オ(イ)」を次のように改める。

(イ) 汚染された土壌を敷地外に持ち出す方法による処理が完了した場合（規則第56条第2号）

汚染された土壌が敷地外に持ち出され、当該土地については汚染土壌が存在しなくなる場合である。

これは、現地外に持ち出された汚染土壌は安定化処理等を実施し、廃棄物処理法の受け入れ基準等を満足する形にした上で廃棄物最終処分場等に埋め立てられているケースがあることを考慮した規定である。汚染土壌を敷地外で処理する際には、「搬出する汚染土壌の処分方法を定める件」（平成15年3月6日環境省告示第20号）、「搬出する汚染土壌の処分に係る確認方法を定める件」（平成15年3月6日環境省告示第21号）、「指定区域以外の土地から搬出される汚染土壌の取扱指針」（平成15年2月14日環水土第24号環境省環境管理局水環境部長通知別添）に基づき、処理先の状況を十分勘案して行われる必要があることはいうまでもないが、場所を変えた公害の発生の要因ともなりかねないことから、事業者においてはできる限り現地内処理を優先することが望

まれる。

第3 その他

この通知より以前から土壌の調査に着手されたもの、特別な事情が認められる場合には、なお従前の例によるものとする。